

第1章 計画の策定にあたって

計画の策定にあたって

食えることは、私たちが生きていく上で欠かすことのできないものです。さらに食は、それ自体が楽しみやコミュニケーションの重要な要素の1つです。

しかし近年、社会環境の変化、ライフスタイルや価値観の多様化等により、家族と一緒に食事をする機会の減少、朝食の欠食等の食習慣の乱れ、栄養の偏り、肥満や生活習慣病の増加、食品の安全性、食の海外への依存等、食に関する様々な問題が生じています。

そのような中、国は平成17年に「食育基本法」を施行、平成18年3月には「食育推進基本計画」、平成23年3月には「第2次食育推進基本計画」を策定し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

本市では、平成21年に「千葉市食育推進計画」（以下「第1次計画」という。）を策定し、食に関わる関係機関・団体等と連携・協働のもと、食育の推進に取り組んできました。

第1次計画について評価を実施した結果、子どもの朝食の欠食や肥満の減少、食育推進体制の整備など一定の成果を上げることができました。その一方で、家族と一緒に食事をしている子どもの割合の減少や、成人の肥満や若い女性のやせの増加など、依然として食に関する課題は多いことがわかりました。

このような状況を踏まえ、第1次計画に定めた基本理念、基本目標など食育推進の基本的な考え方を継承しつつ、食に関する様々な課題に対応し、市民一人ひとりが食の大切さを考え、健康で心豊かな生活が送れるよう、第2次千葉市食育推進計画（以下「本計画」という。）を策定し、引き続き食育を推進します。

食育基本法の中では、「食育」を次のように位置づけています。

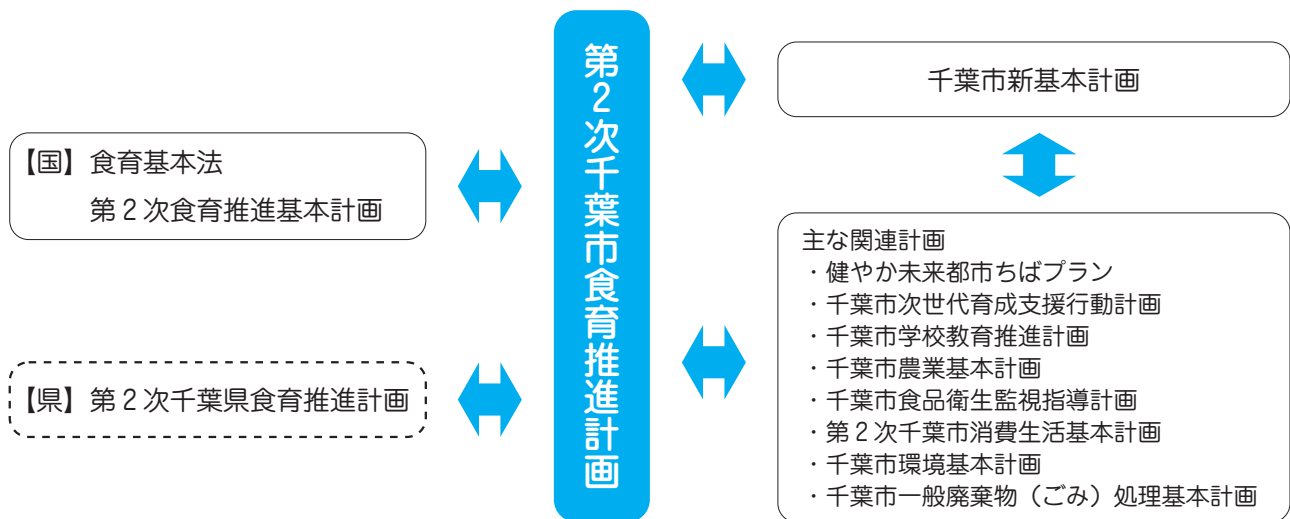
- 生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるべきもの
- 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること

1 計画策定の目的

本市における食育に関する施策を総合的・計画的に推進するため、市民や行政、関係機関・団体等が連携して取り組むための行動計画として、本計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置づけます。策定にあたっては、「健やか未来都市ちばプラン」など本市の関連計画との整合性を図り、また、国の「第2次食育推進基本計画」と、県の「第2次千葉県食育推進計画」の基本的な考えを踏まえた上で、本市の地域特性や実情を反映させました。



食育基本法

食育を国民運動として推進するため、食育の基本理念と方向性を明らかにし、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成17年6月に成立、同年7月15日に施行されました。

第2次食育推進基本計画

食育基本法に基づき策定された、平成23年度から27年度までの5年間の計画です。食育についての施策を総合的かつ計画的に推進し、食育を国民運動として展開するための基本的な方針、具体的な目標値が盛り込まれています。

第2次千葉県食育推進計画（ちばの恵みで まんてん笑顔）

食育基本法に基づく都道府県食育推進計画で、平成24年度から28年度までの5年間の計画です。

ちばでとれる新鮮な食材を使ったふるさとの味を互いに伝えあい、自然の恵みに感謝し食べ物を大切にする心や地域の食文化を大切にする心を持ち、ふるさとちばへの誇りをもった豊かな人間性を育むことを目指します。

県民一人ひとりの食育の実践を進め、食育について「知っている」から「できる」そして「している」県民を増やし、総合的に施策を展開します。

3

計画期間

本計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化等によって、計画の期間内であっても、必要に応じて見直しを行うものとしています。

4

計画策定の体制

(1) 千葉市健康づくり推進協議会 食育推進部会の開催

学識経験者、各種関係機関・団体の代表等で構成する食育推進部会において、第1次計画の評価及び本計画の策定について審議を行いました。

(2) 市民アンケートの実施

本市が取り組むべき課題を明らかにするために、15歳以上の市民（無作為抽出）を対象に、食習慣等に関するアンケートを行いました。

また、千葉市インターネットモニターとして登録している方を対象に、食育に関するアンケートを行いました。

(3) パブリックコメント手続の実施

市民が計画策定に参画できる機会として、パブリックコメント手続を実施し、多様なニーズや意見等を把握し、計画に反映することに努めました。